

⑤

Handbook | 加入・喪失・各種変更 解説集

SAMPLE

INDEX

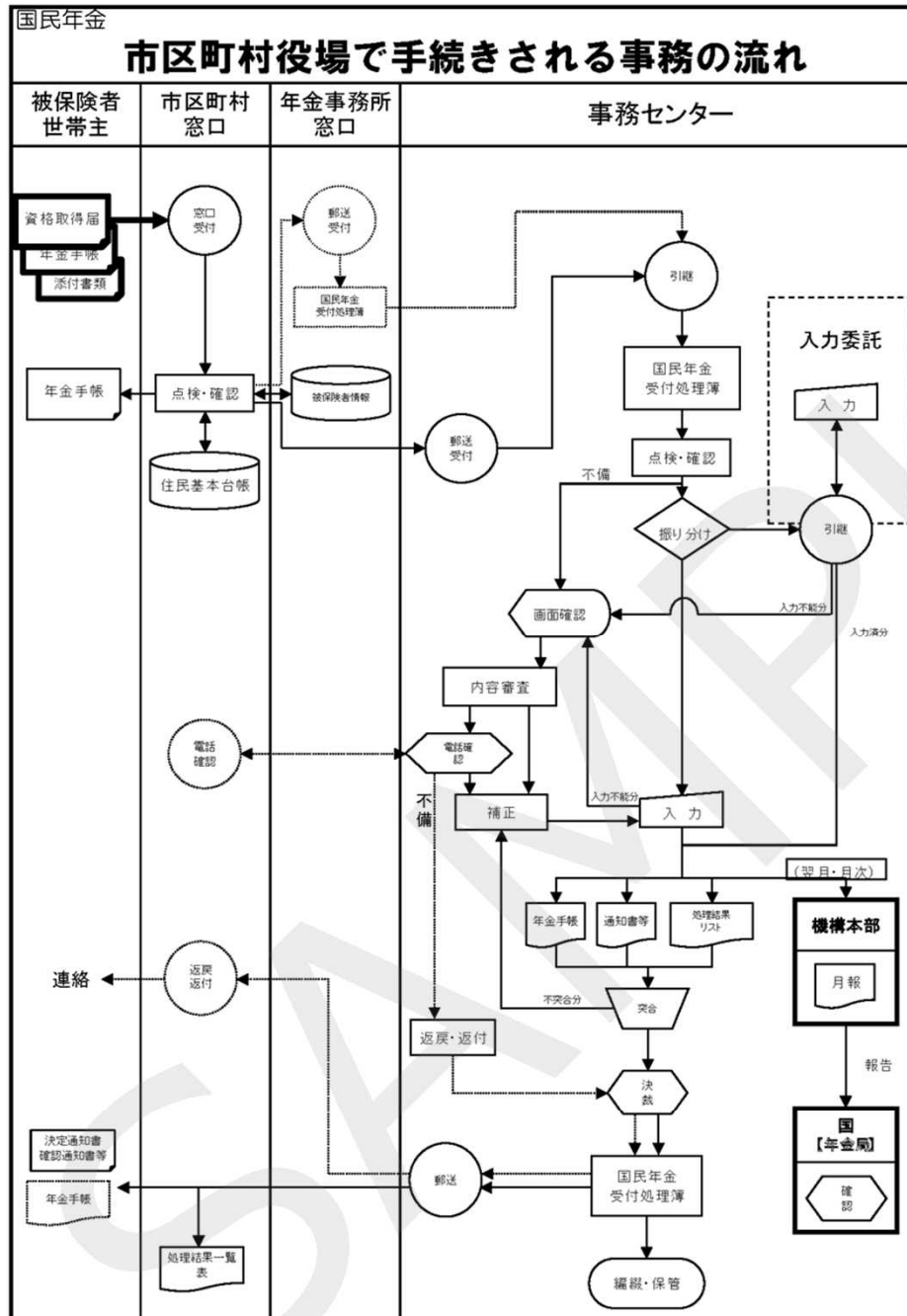
INDEX 目次

- I .Operation～全体業務を理解する
- II .Summary～業務の目的・概要
- III .Decision～判断フロー～
- IV .Guide～お手続きガイド解説～
- V .Question～疑義紹介～



I

Operation ～全体業務を理解する～



II

Summary ～業務の目的・概要～

業務処理名		国民年金被保険者資格取得届 種別変更(1号該当)届	
目 的	・1号被保険者の資格を取得するときの届出(資格取得) ・2号被保険者または3号被保険者が1号被保険者となるときの届出(種別変更)		
概 要	【要件】 次のいずれかの事由に該当したときは、1号被保険者として資格取得または種別変更の届出を行う。 ① 20歳になったとき ② 日本国内に住所を有するようになったとき ③ 厚生年金保険被保険者または共済組合員等被用者年金の被保険者(加入者)でなくなった(退職した)とき ④ 2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき ⑤⇒②～④は、20歳以上60歳未満の人が対象である。 ⑥⇒国民年金の被保険者種別については、手順書を参照のこと。 ⑦⇒「住所」とは、民法第22条に規定する各人の生活の本拠をいい、具体的には住民基本台帳法による住民登録(外国人にあっては、外国人登録)によって公証される場所をいう。 ⑧⇒2号被保険者またはその配偶者である3号被保険者から1号被保険者に移行した者であって、被保険者種別変更届の届出がない者に対しては、届出勤奨・職権による種別変更処理を適正に実施すること。 ⑨⇒平成19年2月より、配偶者からの暴力を受けた被害被保険者等から、配偶者に対し住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合の取扱いが定められた。 【結果】 1号被保険者として記録管理される。資格取得(種別変更)日の属する月分から保険料の納付義務が発生するため、保険料の納付書を送付する。 初めて資格取得した1号被保険者に対して年金手帳を交付する。		
提 出	提 出 者	本人または世帯主	
	提 出 先	住所地の市区町村役場	
	提 出 方 法	窓口持参/送付 (市区町村窓口状況確認表のとおり)	
	提 出 期 限	当該事実があった日から14日以内	
添 付 書 類	書 類 名		使 用 目 的
	■ 年金手帳または基礎年金番号通知書		基礎年金番号の確認
Point	☞ 基礎年金番号を付番されていない者は、添付不要である。 ☞ 窓口における身分確認等の方法については市区町村窓口状況確認表を参照のこと。 ☞ 本人または世帯主以外の代理人が提出する場合は、委任状が必要である。		

III

Decision ～判断フロー～

こんなとき	どうする？	手続先
20歳になったとき	国民年金に 加入手続きをする	市区町村窓口 ➡ お手続ガイドNo.1
会社を退職したとき	国民年金に 加入手続きをする	市区町村窓口 ➡ お手続ガイドNo.2
配偶者の被扶養者になったとき	第3号被保険者への 切替手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の被扶養者でなくなったとき	国民年金に 加入手続きをする	市区町村窓口 ➡ お手続ガイドNo.3
配偶者が会社を かわったとき	引き続き第3号被保険者となる 手続をする	配偶者の勤務先
	第1号被保険者になる場合	市区町村窓口 ➡ お手続ガイドNo.3
海外に 居住するとき	任意加入する (協力者なし)	年金事務所
	任意加入する (協力者あり)	市区町村窓口 ➡ お手続ガイドNo.4
	任意加入しない	
任意加入 するとき	国民年金に 加入手続きをする (60歳以上65歳未満の任意加入)	市区町村窓口 ➡ お手続ガイドNo.5
	国民年金に加入手続きをする (65歳以上70歳未満の任意加入)	市区町村窓口 ➡ お手続ガイドNo.6
住所・氏名 変更等をするとき	各種変更手続きをする	市区町村窓口

(1) お手続きカードNo.1 ～20歳になったとき～

【応対局面】

- 20歳をむかえ、直近の国民年金の加入手続きを行うお客様

【応対ポイント】

- ① 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となり、20歳になれば（20歳の誕生日の前日から）、年金に関する協定（社会保障協定）を結んでいる外国籍の人等の一部を除き、国民年金第1号の加入手続きをすることが必要です。
- ② 20歳の誕生月の前月に年金機構から本人にお送りする「国民年金資格取得届」に必要事項を明記し、誕生日の前日から14日以内にお住まいの市（区）役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所に提出する必要があります（郵送も可）。
- ③ 後日、20歳到達により初めて基礎年金番号の払出しを受ける被保険者について、年金手帳が送付されます。年金手帳は「保険料納付の確認や将来年金を受け取る際の請求手続き」「年金の加入制度が変わったとき（例：就職時）」などに必要となります。就職時などにも必要になるため大切に保管する必要があります。
- ④ 保険料納付書の送付には1か月半程度かかります。（免除申請をした場合にも納付書が送付されることがあります。）国民年金第1号被保険者は毎月、資格取得日の属する月分から納付義務が発生します。
- ⑤ 「口座振替」「前納」等は、保険料が割引になるとともに、保険料の納付漏れを防止することができるメリットがあります。
- ⑥ 納付が困難なときは、年齢・身分（学生かどうか）・所得状況などを勘案し、免除制度（申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例）が適用できる場合があります。
- ⑦ 学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料を納めた期間と同様に障害基礎年金の要件の対象期間になります。老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれません。
- ⑧ 付加保険料を納めることにより、もらえる年金額が増加することを案内します。

お手続きカード
No.1

👉 条文

国年法7条

👉 注意

配偶者からの暴力を受けた被害被保険者等にかかる照会であることを確認したときは、本人以外の人への回答はNG（配偶者から暴力を受けた人に関する取扱い・平成19年2月21日庁保険発第0221001号）

👉 条文

支援法13条1項

IV

Guide ～お手続きガイド解説～

国民年金被保険者資格取得届

種別変更(1号該当)届

～ 日本年金機構 業務処理マニュアルより ～

見出し	手順	Point
届書等の受付 ● 事務センターへの回付 ● 受付件数等のチェック 受付後の処理 (1) 入力処理 ① 入力処理の留意事項	市区町村役場から資格取得届等の送付を受けた場合は、送付書に受付印を押印し、受付処理簿に受付年月日等を記入する。 年金事務所で受付を行った届書等については、回付票、受付処理簿を添付し、決裁のうえ、すみやかに事務センターに回付する。 事務センターは、届書等が年金事務所から回付された場合には、回付票、受付処理簿により、受付件数、届書等のチェックを行う。 「基礎年金番号関係業務取扱要領」または「国民年金適用関係業務取扱要領」に基づく入力処理を行う。 送付された内容どおりに入力処理ができない場合は、市区町村役場の国民年金担当係へ連絡し、原因を確認のうえ、補正および入力処理を行う。入力処理の翌週に納付書が発送されるため、入力誤りがあった場合、当該入力を行った週のうちに訂正処理を行うこと。 【在日外国人の氏名の取扱いについて】 国民年金の年金手帳の作成について、原則本名とするが、外国人の被保険者等が通称名にて年金手帳の作成を希望する場合は、外国人登録原票に通称名が記載されているときに限り、通称名により作成しても差し支えない。 なお、通称名による年金手帳の作成については、年金手帳に通称名を手書きにより記載することで対応すること。 【配偶者からの暴力を受けた被害被保険者等から種別変更届の提出があった場合】 配偶者との生計維持関係がなくなったとして、種別変更届が提出された場合は、国民年金被保険者ファイルの住所に「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」に記載された住所を登録する。	「国民年金適用関係業務取扱要領」(14頁)参照 受付処理簿に回付日を記入し、コピーを保管する。(原本は事務センターへ回付する。) 外部業者に入力業務の委託を行う場合は、委託要領に基づき、適正な業務委託を行う。 20歳到達による取得届については「基礎年金番号関係業務取扱要領」(50頁)、それ以外の取得届については「国民年金適用関係業務取扱要領」(21頁)、種別変更届については「国民年金適用関係業務取扱要領」(32頁)を参照のこと。 遡及した資格取得処理と同時に直近の住所変更処理を併せて行う必要がある場合の対応方法については、住所変更届の項目を参照のこと。

テーマ	海外任意加入者に係る資格喪失について
関連条文	国民年金法附則第5条第1項第3号、第5条第9項第4号
疑義内容	国民年金法附則第5条第1項第3号に該当する任意加入被保険者（以下「海外任意加入者」という。）が保険料を滞納した場合、同法附則第5条第9項第4号により「保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したとき」に被保険者の資格を喪失するとありますが、資格喪失年月日、事務処理手順、方法等について、ご教示願います。
回答	海外任意加入者の資格喪失年月日については、任意加入後初めて滞納した月分に係る保険料の徴収権が時効により消滅した日の翌日になります。 なお、具体的な取扱いについては、国民年金法附則第5条第9項第4号の規定により資格喪失処理を行い、本人又は国内協力者にお知らせ文書を送付することになります。 また、お客様が加入手続きを行う際に資格に関する制度を十分に説明してください。
テーマ	国民年金申し出受付事務の受付日について
関連条文	-
疑義内容	行政機関が土曜日、日曜日及び祝祭日の休日に当たり閉庁となっている場合における以下の申出の取扱いについて (1) 高齢任意加入において、月末に満六十歳到達になる者で、当日が市区町村役場が閉庁のため、満六十歳到達月からの高齢任意加入が不可能な者の扱いについて (2) 付加保険料の申出日権利発生日の月内がすべて市区町村役場が閉庁であるため、第1号取得月からの付加保険料申し出が権利発生月には不可能な者の取り扱いについて
回答	「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年12月法律第91号）第2条により、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなすことが可能です。（なお、閉庁日の翌日に提出があった届書等については、期限内に提出があったものとして取り扱うこと。）